

令和8年度「沖縄県産豚肉消費活性化事業委託業務」に係る 企画提案募集要領

沖縄県では、「沖縄県産豚肉消費活性化事業委託業務」の委託先について、以下の要領で広く募集します。受託を希望される方は、事業内容をご理解のうえ、応募してください。

なお、本公募は、県の令和8年度の当初予算成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立及び交付決定後に効力が生じます。したがって、県議会において当初予算案が否決された場合、国の交付決定がなされなかった場合、または県議会において当初予算案が修正された場合、もしくは国の交付決定額に変更があった場合には、契約を締結しないことがありますのであらかじめご了承ください。

1 概要

(1) 業務名

令和8年度 沖縄県産豚肉消費活性化事業委託業務

(2) 業務内容・企画提案内容等について

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託金額の上限

13,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を記載すること。

※この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。

※経費見積の合計額は、上の上限額の金額を超えてはならない。

2 事業目的

アグーブランド豚肉をはじめとした県産豚肉を高単価で取引可能な販路を拡大し、流通量を増やすことで、養豚業者の収益向上・経営安定を図り、県内養豚業の振興に資する。

3 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第167条の4普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができ

ない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している法人であること。複数の事業者で本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
 - (3) 沖縄県の農林水産業及び食品産業に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。
 - (4) 別添仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施に当たって県と密接に連携できること。
 - (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、共同企業体に当たっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

4 応募方法等

下記の書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は書留郵便で行うこと。）

(1) 提出書類

- ① 企画提案応募申請書（押印あり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式1】
- ② 積算書（押印あり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式2】
- ③ 会社概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式3】
- ④ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式4】
- ⑤ 誓約書（押印あり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式5】
- ⑥ 質問書（必要な場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式6】
- ⑦ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）・・・・・・ 【様式7】
- ⑧ 企画提案書

- ・企画提案書の様式は自由とするが、A4判で40ページ以内（表紙、目次含む）とする。縦横どちらでも可。
- ・作成にあたっては、仕様書に沿った内容であることを原則とする。ただし、事業目的の範囲内で仕様書と異なる内容の提案も認める。
- ・内容は簡潔・明瞭に記載し、必ずページ番号を付すこと。実施スケジュール、業務の実施体制も記載すること。

※留意事項

- ・共同企業体の場合は、③④⑤について構成員毎に作成する。

(2) 必要部数

10セット（原本1部、コピー9部）

※企画提案書のみ両面印刷、その他は片面印刷とすること。

(3) 提出期限

令和8年4月3日（金）16時

(4) 提出場所

「10 問い合わせ先」のとおり

5 応募にかかる質問

本応募要領及び仕様書等に質問がある場合には、【様式第6】質問書を電子メールにより提出し、送付後速やかに担当まで電話連絡のうえ、受信の確認を行うこと。

① 提出期限：令和8年3月18日（水）16時

② 連絡先：「10 問い合わせ先」のとおり

※質問に対する回答は、令和8年3月23日（月）までに沖縄県HPに公表する予定。

6 審査方法及び基準

(1) 応募数が4社以上の場合は、畜産課において一次審査（書類審査）を行い、上位3社について2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募数が3社以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。

(2) 2次審査については、沖縄県農林水産部畜産課に設置された企画提案審査会において、提出された企画提案書等のプレゼンテーション審査を行い、総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。（今回の募集は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。）

(3) 前項によって第1位となった応募者には、メールにて通知予定。次点以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知予定。

(4) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

(5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。公表を行う事項は以下のとおりとする。

ア 最優秀提案者とその評価点

イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載

ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載

エ その他

(6) 評価基準については、概ね以下のとおりとする。

ア 基本認識

- ① 食品の流通に関する基本認識や販路拡大に向けた具体的な手段を提示しているか。
- ② アグーブランド豚肉をはじめとする県産豚肉について、県内外での販路開拓を進めるための課題、基礎知識及び解決に向けたノウハウを有しているか。

イ 企画提案書の内容

① 事業目的の理解度

- ・本事業の目的に応じた具体的な提案となっており、かつ目的と提案が結びついているか。

② 提案内容の優良性

- ・提案内容は事業テーマに応じて、具体性、妥当性、現実性等を伴っているか。

③ 事業実施計画の妥当性、実現性

- ・実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

④ 養豚事業者等との連携

- ・当事業には養豚事業者等の協力が必要不可欠なことを踏まえ、養豚事業者等の協力を得ることができる取組となっているか。

⑤ 実現可能性

- ・本県を取り巻く情勢（他県と比較した流通コストの不利性など）を踏まえ、実現可能性の高い提案となっているか。

ウ 業務遂行体制・業務実績の評価

① 事業を的確に遂行するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

② 類似業務等実務実績は十分か。

(7) プレゼンテーション審査

ア 日時：令和8年4月20日（月）予定

※プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

イ 場所：沖縄県庁内

ウ 提出した企画提案書に基づき説明すること。

※説明は、提出した企画提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とする。

エ 審査会場への入場者は1応募者から3名までとする。

オ 説明時間は25分（プレゼンテーション15分、質疑10分）を想定すること。

7 委託業者決定までのスケジュール

項目	日程（令和8年）
☞質問書の提出（メール）	3月18日（水）16時
☞企画提案書等応募書類の提出（持参または郵送）	4月3日（金）16時
プレゼンテーション審査	4月20日（月）予定
委託業者決定及び通知	4月21日（火）予定

8 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本募集要領に違反と認められる場合

エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から疑義照会（ヒアリング）を行う場合がある。

(3) 提出書類等の作成等に要する経費は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(4) 提出された企画提案書、審査内容及び審査過程については公表しない。

(5) メールを送信した場合は、必ず電話にて受信確認を行うこと。

(6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(7) 事業の実施にあたっては、県と実施内容を随時協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。

(8) 1事業者（共同企業体）あたり、提案書は1件とする。

※) 契約保証金について (抜粋)

(契約保証金)

101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (7) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と契約をする時又は公共的団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結する時。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められる時。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。

9 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁9階

沖縄県農林水産部 畜産課 畜産政策班

メール：aa043001@pref.okinawa.lg.jp TEL：098-866-2269